

藤沢市デジタル人材育成業務実施事業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、藤沢市デジタル人材育成業務委託の実施事業者（以下「事業者」という。）を選考するために設置する藤沢市デジタル人材育成業務実施事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 選考委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 企画政策部デジタル推進室長
- (2) 企画政策部デジタル推進室職員 2名
- (3) 総務部職員課職員 1名
- (4) 企画政策部企画政策課職員 1名

(委員長等)

第3条 選考委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、デジタル推進室長をもって充てる。
- 3 委員長は、選考委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 選考委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業者の選考
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が審査に関し必要があると認めた事項

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員長が選考委員会を招集した場合において、出席できない委員があるときは、当該委員が指名する者が当該委員に代わって出席できるものとする。
- 3 前項に定める指名を受けた者は、委員の一切の権限を有するも

のとする。

4 選考委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、議決することができない。

5 選考委員会の議事は、出席した委員の半数以上でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、企画政策部デジタル推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会に関し必要な事項は委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。